

## グループ2：再犯防止施策における保健医療・福祉サービスの利用支援

### 1 前提知識

#### (1) 再犯防止施策における保健医療・福祉サービスの位置づけ

○「第二次再犯防止推進計画」における課題認識

「高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短い」

⇒再犯者の中には、高齢や障害等により自立的な生活が困難でありながら、社会的に孤立して支援を受けることができないために困窮し、万引き等を繰り返している人が一定数存在することが明らかになったが、このような要因による再犯を防ぐためには適切な福祉的支援につなぐことが必要。

#### (2) 「地域生活定着支援センター」について

刑事司法手続を終えた人のうち、高齢・障害により福祉的支援を要する方を対象に、適切な福祉的支援につなぐための専門的な機関として、平成21年から「地域生活定着支援センター」が各都道府県に設置されるようになる。本センターでは、検察庁や刑務所、保護観察所と協力して、以下の業務等を行う。(一部省略)

名称	内容
(出口支援) <u>コーディネート業務</u> <u>フォローアップ業務</u>	・ 矯正施設を退所する予定の人に対する福祉サービスの申請手続補助、福祉施設への入所斡旋等 (コーディネート) ・ 矯正施設を退所した施設等への助言等 (フォローアップ)
(入口支援) <u>被疑者等支援業務</u>	・ 被疑者、被告人に対する福祉サービスの申請手続補助、福祉施設への入所斡旋等 ※ 短期間 (検察での勾留期間である10~20日) で適切な支援機関へのつなぎ等を行わなければならないという難しさがある

※ 「広島県地域生活定着支援センター」の活動について (別紙)

PPT 紹介

グループ2：再犯防止施策における保健医療・福祉サービスの利用支援

2 課題認識

	項目	課題
1	地域生活定着支援センター	<p><b>(1) 司法から福祉へ引き継ぐ際の課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調整依頼を受けてから満期出所までの期間が短い場合があるため、6か月以上の期間が必要</li> <li>・他県への協力依頼を行う場合、相当な猶予期間を求められる</li> </ul> <p><b>(2) 支援活動を行う上での課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居、入所施設を探すことが大変困難 緊急連絡先、保証人等の設定を求められるが現実的に不可能</li> <li>・養護老人ホーム等の措置施設入所手続きの簡素化を求めたい</li> <li>・精神科病院の入院ができないことが多い 在宅生活が困難、症状再燃しているように思える場合、センターでの対応に限界がある</li> </ul> <p><b>(3) 支援辞退者に関する課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援辞退の意思を示されると、当センターとしては対応できなくなる 出所後に希望が変わることもある</li> </ul> <p><b>(4) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に離職が定期的であり、人員確保に奔走している 原因の一つには給与報酬額がある</li> </ul>



# 広島県地域生活定着支援センター

(公社) 広島県社会福祉士会  
広島県地域生活定着支援センター  
センター長 三上 和彦

## 地域生活定着支援センターは

高齢の方や障害のある方が、  
矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、  
保護観察所や地域の福祉サービス事業所等と連携して、  
福祉サービスの利用を援助することなどにより、  
地域の中で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

# 1 受刑者の状況



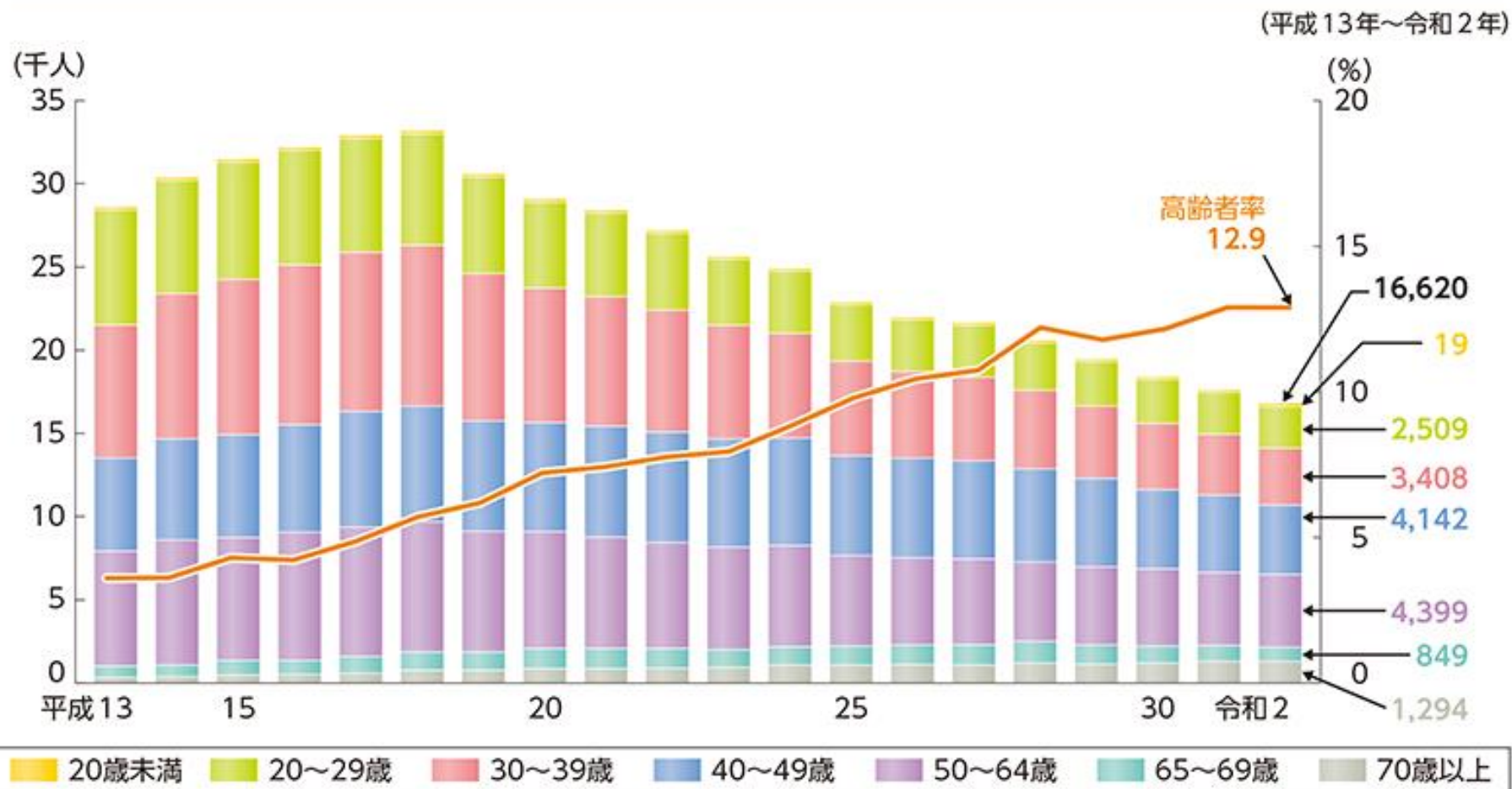
出典 厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou\\_kouhou/kouhou\\_shuppan/magazine/202112\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202112_00001.html)

# 1 受刑者の状況（犯罪白書から①）

4-8-2-2図

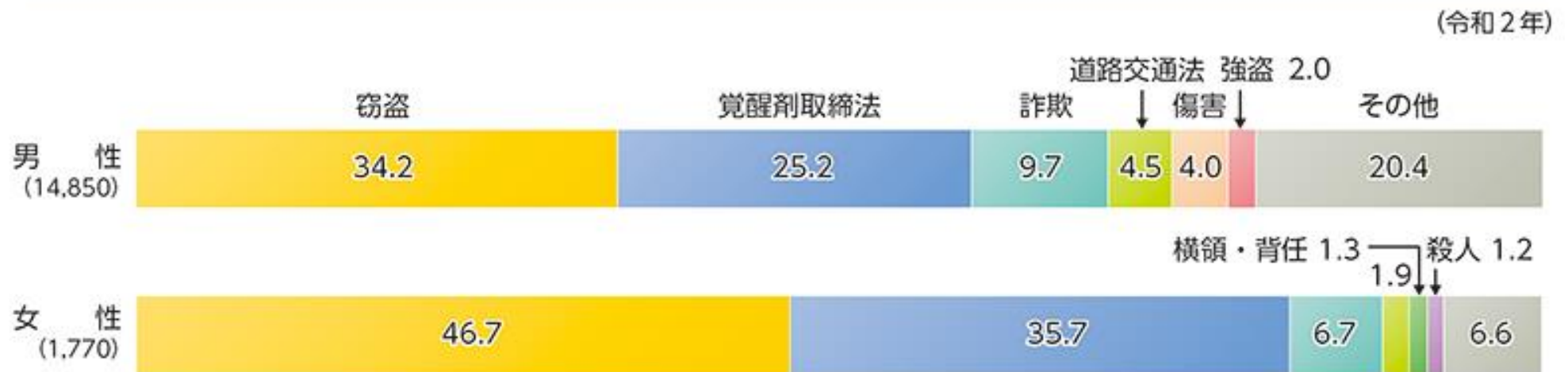
入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。  
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

# 1 受刑者の状況（犯罪白書から②）

2-4-2-6図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

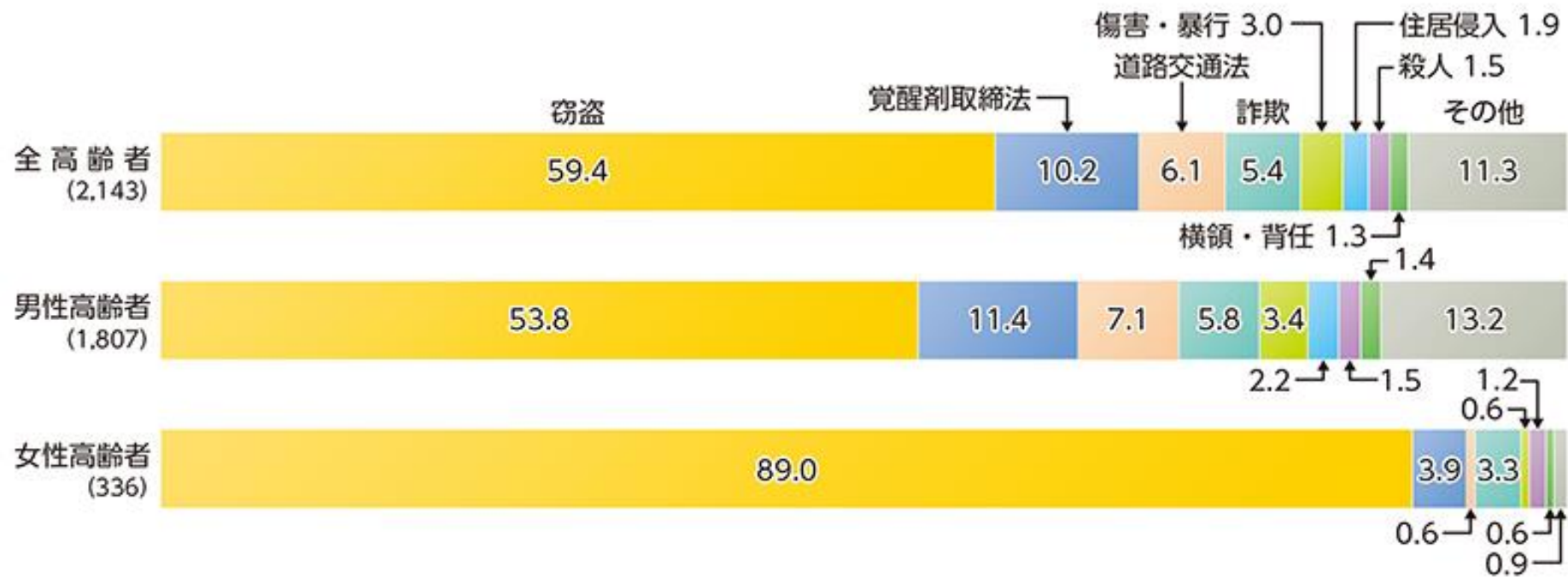


- 注 1 矯正統計年報による。  
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。  
3 ( ) 内は、実人員である。

# 1 受刑者の状況（犯罪白書から③）

4-8-2-3 図 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

（令和2年）



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。  
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。



## 2 地域生活定着支援センター設置の経緯

### 社会福祉と刑事司法の連携に関する動き（～平成21年まで）

年月	できごと	社会福祉	刑事司法
14年	名古屋刑務所受刑者暴行死傷事件		行刑改革会議（法務省・15年12月報告とりまとめ）
15年7月		心神喪失者等医療観察法成立（17年7月施行）	
15年12月	山本譲司著『獄窓記』出版		
16年～ 17年	保護観察対象者等による重大再犯事件（奈良、愛知、青森等）		更生保護のあり方を考える有識者会議（法務省・18年6月最終報告）
17年5月			監獄法改正（18年5月、19年6月段階施行）
17年12月		障害者自立支援法成立（18年10月施行） （現：障害者総合支援法）	
18年1月	下関駅放火全焼事件（知的障害のある累犯者による放火事件）		
18年4月		刑務所出所者等就労支援事業（法務省と厚生労働省の連携）	
18年～ 20年		「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（南高愛隣会）	刑務所に社会福祉士配置（19年から順次）
19年6月			更生保護法成立（専門的処遇プログラム等）（20年6月施行）
20年3月		刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（20年9月とりまとめ）	
20年12月		「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議決定）	
21年～		地域生活定着支援センター設置開始（都道府県） 地域生活移行個別支援特別加算	指定更生保護施設（福祉職員の配置）

# 下関駅放火事件

- 2005年12月30日 福岡刑務所出所 74歳 知的障害あり
- 1月3日  
お金が無くなったので、福岡の友人を訪ねるため歩いて福岡へ向かう。  
途中、道に迷い警察に保護 食事を提供され再び小倉へ向かう。  
途中具合が悪くなり、病院へ緊急搬送 対応は福津市福祉事務所  
水巻市までの列車の切符を渡される。
- 1月4日  
福津市から水巻 北九州へ 北九州市戸畑区役所へ相談 対応は無し。  
刑務所へ入る行動に移行 スーパーで万引き 戸畑署へ連行 逮捕されず  
JR南小倉駅に送られる。小倉で野宿
- 1月6日  
再度万引き 店員に小倉北署へ行って逮捕してくれと頼む。  
逮捕されず、小倉北署から小倉北福祉事務所へ連れていかれる。  
生活保護の申請をするが断られ、京都出身なので京都へ帰るよう下関までの  
切符を渡される。
- 1月7日深夜  
下関駅構内から撤去するよう鉄道警備隊からいわれ、駅に隣接する店の  
ごみ箱に火をつけ出火、強風により駅が全焼

### 3 地域生活定着支援センターの概要

- 原則各都道府県に1か所（北海道のみ2か所／全国48センター）
- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 令和3年4月現在  
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：32か所(うち社協8か所)  
社団法人：11か所(うち社士会9か所)  
NPO：5か所
- 職員数9人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟に配置可  
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

全国のセンターで  
広域調整を実施



## 4 地域生活定着促進事業について

「地域生活定着促進事業実施要領」より

### 【目的】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所、検察庁及び弁護士会、地域の関係機関等と連携、協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、その結果として再犯防止対策に資すること



### 【事業の内容】

- 1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- 2 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務
- 3 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助などを行う被疑者等支援業務 ←令和3年4月～
- 4 犯罪・非行をした者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- 5 1～4の業務を円滑かつ効率的に実施するための業務

## 【事業の対象者】

次に掲げる者で高齢であり、または障害を有するため、福祉的な支援を必要とする者

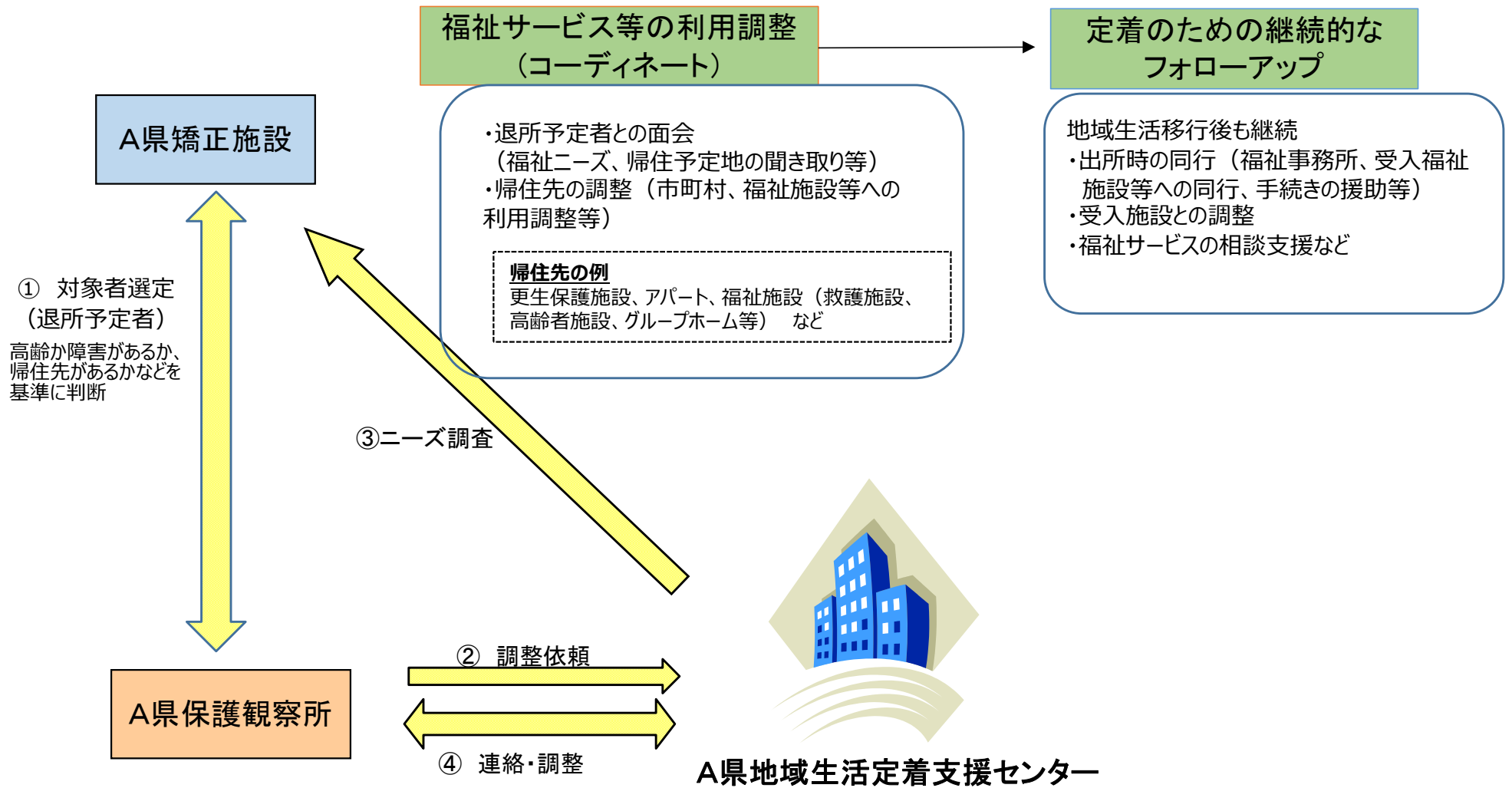
- 1 矯正施設退所予定者及び退所者
- 2 被疑者又は被告人 等
- 3 その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの

### 参考 特別調整に選定するための要件

以下の1～6の要件を全て満たすもの

- 1 高齢(おおむね65歳以上)又は身体障害, 知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報提供に同意していること

# 地域生活定着支援センター 事業の概要



## 5 広島県地域生活定着支援センターについて

- 実施主体 : 広島県
- 受託法人 : 公益社団法人 広島県社会福祉士会
- 事業開始 : 2010年6月
- 職員数 : 5名 社会福祉士5名  
精神保健福祉士3名
- 事務所 : 広島市南区比治山本町12-2
- 調整範囲 : 広島県内全域

# (1) 定着支援センターの業務

例えば… 施設入所を希望される場合

## 【退所まで】

- ・ 入所施設の調整  
空きの確認、施設見学、施設担当者の面接設定
- ・ 福祉サービス（手帳等）申請手続き、年金照会 などなど

## 【退所日】

朝 刑務所前を出迎え  
その後、施設まで同行、施設入所の手続きに同席

## 【翌日以降】

- ・ 必要な物品の購入に同行
- ・ 各種手続き（生活インフラ、行政手続き）の支援
- ・ 施設を訪問して本人・施設職員と面談、職員への助言 などなど



## 例えば… アパートで一人暮らしを希望される場合

### 【退所まで】

- ・福祉サービス（手帳等）申請手続き、年金照会、
- ・一時帰住先（シェルター、更生保護施設等）の調整 などなど

### 【退所日】

朝 刑務所前でお迎え

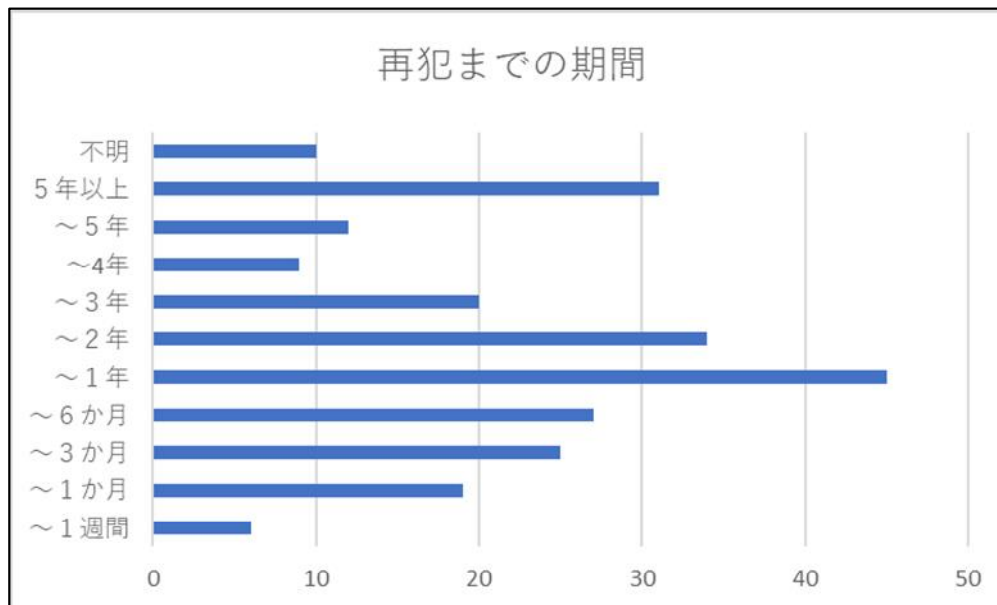
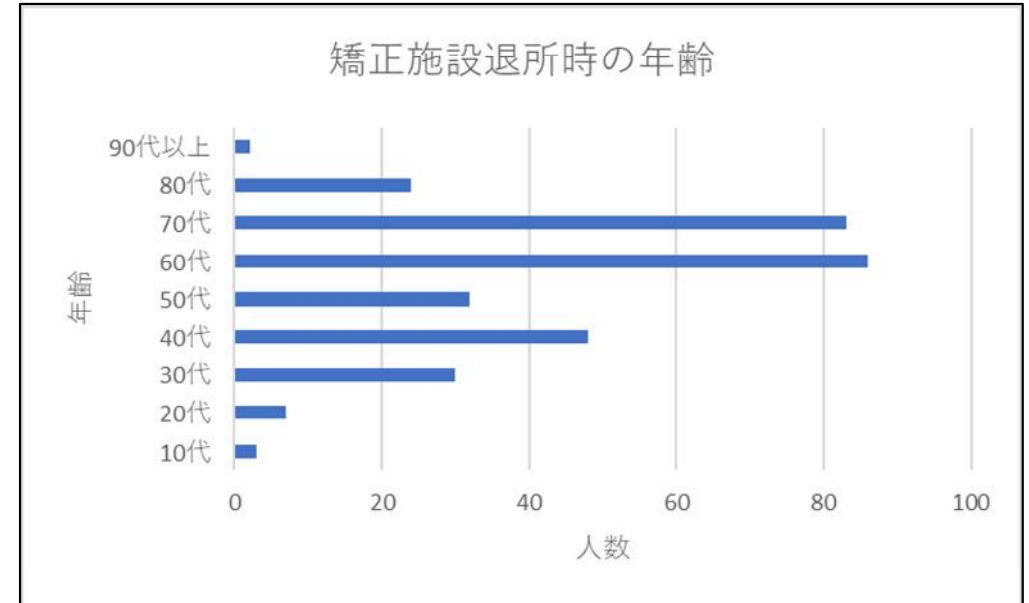
その後、生活保護の申請、一時帰住先の手続きに同席

### 【翌日以降】

- ・アパート探しのため不動産屋に同行
- ・家具その他、必要な物品の購入に同行
- ・生活保護決定（2週間以内）後、引越の手伝い
- ・各種手続き（生活インフラ、行政手続き）の支援
- ・福祉サービス等の助言、調整 などなど

## (2) 対象者の概要

※ 平成22年から令和元年まで支援した315人の概要です



### 罪名(主なもの)

- 窃盗、常習窃盗等 45.9%
- 傷害、暴行、器物破損等 10.5%
- 詐欺等 8.4%
- 住居侵入・建造物侵入等 8.1%

など

## (3) 支援を行う上での課題

### <制度・組織上の課題>

- 受入施設の不足　～特に高齢者施設の調整難、待機期間の長期化
  
- 退所後の施設のミスマッチの問題  
具体的に利用施設をイメージできない → 施設・本人相互の不満
  
- 住居の確保（一時的・永続的）

### <その他の課題>

- 本人の希望？　再犯防止？

# 支援の実際(例)

- 特別調整依頼

- 初回面接 保護観察所へ連絡後刑務所へ面接予約

- ⇒福祉専門官と事前協議

- 本人へ特別調整希望確認を行い同意書作成

- 出所後の帰住先、生活の希望を確認

- アセスメント表を元に聞き取り

- ⇒福祉専門と事後協議

- 出所まで必要な手続き

- (手帳、自立支援医療、年金、障害サービス受給者証等)の確認

- 以降、必要時に刑務所福祉専門官、保護観察所と連携し進める

- 法定後見の申請

- 保護観察所へ計画提出

# 支援の実際(例)

- ・出所前に一時帰住先、施設、アパートの調整
- ・出所後、必要に応じて生活保護申請同行  
帰住先へ同行(契約含む)  
家財購入  
就労の意向があれば調整
- ・シェルター利用中の環境調整  
定期的に訪問し、生活状況の確認を行う  
例)生活保護申請中の2週間でアパート調整、携帯電話契約調整  
受診先調整等  
必要時に金銭管理も行う

# 支援の実際(例)

- ・アパート、施設入所後、必要があれば住民票移動

  - マイナンバー手続き交付

  - 関係者会議開催

  - 支援の担当決めを行う

  - 入所施設の内地域生活以降個別支援加算対象の場合「意見書」作成発行

- ・被疑者等支援の場合は、拘束が解かれるまでの期日は少ないため、より迅速な対応が求められる

「人は一人でも反省することはできるが、  
一人で立ち直る（更生する）ことはできない」

罪を犯した人は、必ず社会に戻ってきます。  
情けは人のためならず。  
自業自得社会よりも、お互いさま社会の方が、  
生きやすいと思いませんか。

龍谷大学法学部（矯正・保護総合センター） 浜井浩一氏

（2021年度 広島県社会福祉士会 司法ソーシャルワーク研修資料から）

ご清聴ありがとうございました

広島県地域生活定着支援センター 三上和彦